

## 甲州市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る条件付き競争入札において、事後審査型条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、入札後において競争参加資格の確認を行い、落札決定する条件付き一般競争入札をいう。以下「事後審査型入札」という。）を実施するため、その実施について甲州市財務規則（平成17年甲州市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する建設工事のうち予定価格が概ね1千万円以上のものであって、一般競争入札に付することが望ましいと市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件については事後審査型入札の対象としないことができるものとする。

- (1) 甲州市一般競争入札参加資格委員会が入札前の競争参加資格審査が特に必要であると認めた案件。
- (2) 政令第167条の2第1項に定める随意契約によることができる案件。
- (3) 対象工事の性質、専門性、地域的特性、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さない案件。

(入札参加資格要件)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 現に有効である本市の建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者

であること。

- (4) 甲州市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 募集対象が特定建設工事共同企業体である場合は、当該特定建設工事共同企業体が甲州市共同企業体取扱要綱第3章に定めるところにより構成されたものであること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札の日以前6箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (9) 入札の日において、不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務委託等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 国税、山梨県税及び甲州市税について滞納がない者であること。
- (12) その他市長が定めた資格を満たす者であること。

2 共同企業体が事後審査型入札に参加しようとする場合は、当該共同企業体の構成員のそれぞれが前項各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

（市長が定める資格）

第4条 市長は、前条第1項第12号の資格を定める場合は、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により事後審査型入札を実施しようとする案件ごとに定め、規則第180条第1項第5号の規定するところにより、政令第167条の6第1項の規定により行う次条第1項の公告（以下「公告」という。）において明示するものとする。

2 市長は、前項の規定により資格を定めるに当たっては、甲州市入札参加資格委

員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、事後審査型入札を実施するときは、規則第180条第1項に規定する事項のほか次に掲げる事項について、公告をしなければならない。

(1) 様式第1号による甲州市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(以下「参加申出書」という。)の提出期限及び提出場所

(2) 落札者の決定方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項

2 前項の公告は、甲州市公告式条例(平成17年甲州市条例第3号)に定めるところにより告示する方法で行うものとし、その内容については、財政課において閲覧することができるほか、甲州市のホームページにおいても閲覧することができるものとする。

(入札参加等)

第6条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申出書を公告に示した提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定により参加申出書を提出した者(以下「入札参加者」という。)は、入札に参加することができる。ただし、市長は、入札参加者の意思確認のため必要があると認めた場合は、第9条第3項の規定にかかわらず、あらかじめ受付期限を定め、同項に掲げる書類を提出させることができる。

3 事後審査型入札に参加しようとする者が共同企業体の場合は、参加申出書を提出する前に甲州市共同企業体取扱要綱に定めるところにより入札参加資格審査の申請を行い、審査を受けなければならない。

(設計図書等)

第7条 設計図書等の貸出し方法については、公告において明示するものとする。

2 設計図書等に関する質問は、公告に示した期間及び場所において受付け、その回答を公告に示した日時までに入札参加者にFAX等により行うとともに、財政課においてその質問及び回答の閲覧をすることができるものとする。

(入札保証金等及び契約保証金)

第8条 入札保証金等及び契約保証金等は、規則に定めるところによるものとし、その納付等については公告において明示するものとする。

2 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

（入札等）

第9条 事後審査型入札における入札の執行回数は、1回とする。

2 入札した結果、入札参加者が1者の場合であっても、失格や無効ではなく有効であるときは、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、最低入札参加者数を確保する入札にあっては、入札公告等にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止することができるものとする。

3 入札参加者は、公告に示した入札の日時及び場所に次に掲げる書類を直接持参（郵便による入札とされたものにあつては郵送）し、提出するものとする。

（1） 甲州市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

（2） 甲州市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表（様式第3号）

（3） 工事施工実績調書（様式第4号）及びその工事施工実績が確認できるものの写し

（4） 配置予定技術者調書（様式第5号）及びその資格等が確認できるものの写し

（5） 建設業許可の写し

（6） 直近の総合評定値通知書（経営事項審査）の写し

（7） 工事費積算内訳書

（8） その他公告に示した書類

4 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（公正な入札の確保）

第10条 入札参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

2 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはならない。

3 入札参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

4 前3項に規定するもののほか、入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第11条 市長は、天災等の不可抗力による時又は入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できないとき若しくは入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。この場合において、市長は、入札参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札の前までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

（代理人）

第13条 入札参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、当該代理人に委任状を持参させなければならない。

2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関し他の入札参加者の代理人となることはできない。

3 入札参加者は、政令第167条の4の規定に該当する者を入札参加者の代理人とすることができない。

（無効の入札）

第14条 事後審査型入札において次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）競争に参加する資格を有しない者のした入札

（2）入札に関して不正の行為があった当該入札

（3）委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 規則第163条の適用がある場合を除き、入札保証金を納付していない者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 金額がゼロ円の入札
- (8) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がない入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札した場合の入札
- (12) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (13) 全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札  
(開札)

第15条 入札参加者又は入札参加者の代理人が事後審査型入札の開札に立ち会わないとき又は郵便による入札のときは、政令第167条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 事後審査型入札の開札は、公告に示した日時及び場所において行うものとする。

3 入札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内（最低制限は、最低制限価格の適用又は低入札価格調査を設定した場合、設定した制度の要領に定めた基準による。）で最も低い価格で入札した者から順に3番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定等)

第16条 市長は、事後審査型入札の開札をした日の翌日から起算して3日以内（期限については閉庁日を含めないで算定する。第6項及び第7項において同じ。）に、最も入札価格の低い落札候補者から順に、当該落札候補者から提出された第9条

第3項に掲げる書類等について審査を行うものとする。ただし、書類審査に疑義が生じたときは、入札参加資格委員会に諮るものとする。

- 2 前項の審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うものとする。
- 3 第1項の審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定するものとし、市長は速やかに落札決定通知書並びに電話等の方法によりその旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定による落札者の決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該候補者の入札参加資格はないものとする。
- 5 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を送付するものとする。
- 6 前項の規定により不適合通知書の送付を受けた者は、当該通知を受理した日から起算して3日以内に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適合理由」という。）についての説明を、説明要請書（様式第6号）により求めることができるものとする。
- 7 市長は、前項の規定により不適合理由についての説明を求められた場合には、入札参加資格委員会に諮り、前項の規定により説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、回答書により回答するものとする。
- 8 第5項の規定により不適合通知書の送付を受けた者は、第6項の規定により不適合理由の説明を求めたことをもって、事後審査型入札に係る事務の執行を妨げることとはできないものとする。

（費用の負担）

第17条 事後審査型入札における入札書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札参加者の負担とするものとする。

（入札結果の公表）

第18条 事後審査型入札における入札結果は、甲州市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要綱（平成21年10月10日施行）に基づき公表するものとする。

(異議申立て)

第 19 条 入札参加者は、入札後において、説明書、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第 20 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、事後審査型入札の執行に関し必要な事項は、甲州市入札心得（平成 17 年 12 月 1 日実施）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 75 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。